

沖議局第 229 号

令和 7 年 6 月 6 日

自治紛争処理委員 殿

沖縄県議会議長 中 川 京 貴



文書の提出について

令和 7 年 6 月 4 日に提出を求められた下記の文書について回答いたします。

記

- 1 沖縄県議会が令和 7 年 3 月 28 日に行われた増額修正の議決以前に翌年度以降の沖縄県の行財政運営に与える影響度について検討した内容が分かる文書及び沖縄県議会が執行機関との間でどのような調整をしたのかが分かる文書

(答)「沖縄県議会が令和 7 年 3 月 28 日に行われた増額修正の議決以前に翌年度以降の沖縄県の行財政運営に与える影響度について検討した内容」については、令和 6 年第 4 回沖縄県議会（定例会）における 12 月 3 日の本会議（本件議決の修正案を提出した会派の代表質問）並びに令和 7 年第 1 回沖縄県議会（定例会）における 2 月 25 日の本会議（宮里洋史議員の一般質問）及び 3 月 10 日の総務企画委員会（宮里洋史委員の予算議案に対する質疑）において、臨時財政対策債の借換え活用、借換えによって償還以外への活用が可能となった一般財源を他の事業への充当や財政調整基金に積み立てること、及び翌年度以降の沖縄県の行財政に与える影響度について執行機関との議論が行われている。

詳細については、資料 1 から資料 3 まで参照。

なお、「沖縄県議会が執行機関との間でどのような調整をしたのか」については、議場外で議員・会派と執行機関との間で行われていることであり、公の本会議及び委員会において発言・議論された記録はなく、内容も把握していない。

- 2 沖縄県議会が令和 7 年 3 月 28 日に行われた増額修正の議決以前に同議決が「長の予算の提出の権限を侵すもの」に当たるか否かについて検討した内容が分かる文書及び沖

沖縄県議会が執行機関との間でどのような調整をしたのかが分かる文書

(答) 「沖縄県議会が令和7年3月28日に行われた増額修正の議決以前に同議決が「長の予算の提出の権限を侵すもの」に当たるか否かについて検討した内容」については、令和7年3月28日に行われた増額修正の議決は、再議の議決も含めて二度行われていることを前提に、以下記す。

(1) 一度目の増額修正の議決以前については、令和7年6月2日の口頭意見陳述において、議長が「議長室に各会派の代表者を呼び、甲第1号議案の修正案及びそれに連動した甲第19号議案の修正案について、事務局から今後の法的な手続に関する説明を行わせ、併せて意見交換した」旨発言したとおり、事務局から、修正議決された場合において、知事から地方自治法第176条第4項の規定に基づく再議に付される可能性があること、また、その後想定される審査申立て等の手続について説明し、併せて行政実例として「違法又は越権については、その客観的事実があると認められる範囲においては長に認定権がある(昭28.9.29)」を紹介したところであるが、公の本会議及び委員会において発言・議論された記録はない。

(2) 二度目の再議の議決までの間については、一度目の増額修正の議決後、知事から再議書が提出されたことから、当該再議書の取扱いについて議会運営委員会において協議を行った際、「長の予算の提出の権限を侵すもの」に関して執行機関との間で議論が行われている。

詳細については、資料4参照。

なお、「沖縄県議会が執行機関との間でどのような調整をしたのか」については、議場外で議員・会派と執行機関との間で行われていることであり、公の本会議及び委員会において発言・議論された記録はない。

3 沖縄県議会が財政調整基金積立金を確保するための手段として臨時財政対策債の借換えを選択した理由が分かる文書

(答) 令和6年第4回沖縄県議会(定例会)における12月3日の本会議(本件議決の修正案を提出した会派の代表質問)並びに令和7年第1回沖縄県議会(定例会)における2月25日の本会議(宮里洋史議員の一般質問)及び3月10日の総務企画委員会(宮里洋史委員の予算議案に対する質疑)において、臨時財政対策債の借換え活用、借換えによって償還以外への活用が可能となった一般財源を他の事業への充当や財政調整基金に積み立てること、及び翌年度以降の沖縄県の行財政に与える影

響度について執行機関との議論が行われている。

詳細については、資料1から資料3まで参照。

- 4 弁明書第3の5(2)において、「後年度の利息負担が約5億円増えることから将来負担を何ら考慮していないという申立人の主張については、基金に積み立てられた58億円のうち5億円を利払いに充て、残りの53億円を他の必要な事務事業の財源として確保することができるという視点に欠けており、合理性のない主張である。」と主張する趣旨が分かる文書

上記主張については、令和7年4月16日の審査申立てに対しなされた弁明であることから、本件議決以前の本会議及び委員会において議論された記録はない。

また、令和7年5月16日の会議における弁明の趣旨及び弁明の理由の提案理由説明において、上記主張は発言されているものの、当該箇所以外にその主張する趣旨が分かる発言等は記録されていない。

添付資料

- 資料1 令和6年第4回沖縄県議会（定例会）会議録 12月3日の会議（抜粋）
- 資料2 令和7年第1回沖縄県議会（定例会）会議録 2月25日の会議
（速報版：未定稿）（抜粋）
- 資料3 令和7年第1回沖縄県議会（定例会）総務企画委員会記録 3月10日
（速報版：未定稿）（抜粋）
- 資料4 令和7年第1回沖縄県議会（定例会）議会運営委員会記録 3月28日
（抜粋）

令和6年
第4回

沖縄県議会（定例会）会議録

令和6年11月26日 開会 }
令和6年12月20日 閉会 } 25日間

沖 縄 県 議 会

令和6年
第4回

沖縄県議会（定例会）会議録（第2号）

令和6年12月3日（火曜日）午前10時開議

議 事 日 程 第2号

令和6年12月3日（火曜日）

午前10時開議

第1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

出 席 議 員 (47名)

48番	中川京貴	議長	24番	当山勝利	議員
42番	上原章	副議長	25番	西銘純恵	議員
1番	瑞慶覧長風	議員	26番	新垣光栄	議員
2番	瀬長美佐雄	議員	27番	上原快佐	議員
3番	喜友名智子	議員	28番	玉城健一郎	議員
5番	大田守	議員	29番	山里将雄	議員
6番	高橋真	議員	30番	糸数昌洋	議員
7番	宮里洋史	議員	31番	仲里全孝	議員
8番	徳田将仁	議員	32番	仲村家治	議員
9番	比嘉忍	議員	33番	下地康教	議員
10番	新垣善之	議員	34番	座波一	議員
11番	新里匠	議員	35番	新垣新	議員
12番	平良識子	議員	36番	大浜一郎	議員
13番	比嘉瑞己	議員	37番	渡久地修	議員
14番	次呂久成崇	議員	38番	仲宗根悟	議員
15番	米須清一郎	議員	39番	仲村未央	議員
16番	幸喜愛	議員	40番	照屋大河	議員
17番	當間盛夫	議員	41番	山内末子	議員
18番	松下美智子	議員	43番	西銘啓史郎	議員
19番	喜屋武力	議員	44番	又吉清義	議員
20番	大屋政善	議員	45番	呉屋宏	議員
21番	小渡良太郎	議員	46番	花城大輔	議員
22番	新垣淑豊	議員	47番	島袋大	議員
23番	島尻忠明	議員			

欠 席 議 員 (1名)

4番 儀保唯 議員

説明のため出席した者の職、氏名

玉城	デニー	知事	池田	竹州	副知事	知事
照屋	義実	副知事	小川	和美	政策調整	監事

溜 政 仁	知 事 公 室 長	前 川 智 宏	土 木 建 築 部 長
宮 城 嗣 吉	総 務 部 長	宮 城 力	企 業 局 長
武 田 真	企 画 部 長	本 竹 秀 光	病 院 事 業 局 長
多良間 一 弘	環 境 部 長	友 利 公 子	会 計 管 理 者
北 島 智 子	生 活 福 祉 部 長	金 城 康 司	総 務 部 財 政 統 括 監
真 鳥 裕 茂	こ ども 未 来 部 長	半 嶺 満	教 育 長
糸 数 公	保 健 医 療 介 護 部 長	小 堀 龍 一 郎	警 察 本 部 長
前 門 尚 美	農 林 水 産 部 長	下 地 誠	労 働 委 員 会 事 務 局 長
松 永 享	商 工 労 働 部 長	森 田 崇 史	人 事 委 員 会 事 務 局 長
諸 見 里 真	文 化 観 光 ス ポ ー ツ 部 長	渡 嘉 敷 道 夫	代 表 監 査 委 員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平 田 正 志	議 会 事 務 局 長	宮 城 亮	課 長 補 佐
前 田 敦 次	長	安 田 健 主	査
中 村 守	議 事 課 長	比 嘉 太 一 主	査

○中川京貴 議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

11月26日の会議において設置されました沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会の委員長から、同日の委員会において委員長に當間盛夫議員、副委員長に下地康教議員を互選したとの報告がありました。

次に、説明員として出席を求めた池田修人事委員会委員長は所用のため本日から6日まで、9日及び10日の会議に出席できない旨の届出がありましたので、その代理として、森田崇史人事委員会事務局長の出席を求めました。

この際、念のため申し上げます。

本日から6日まで、9日及び10日の6日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

また、日程に入ります前に申し上げます。

質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては、簡潔に、要点をまとめ、明瞭に答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。

○中川京貴 議長 日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

大浜一郎議員。

[大浜一郎 議員登壇]

○大浜 一郎 議員 ケーラネーラ ミシャーロール

ンネーラ。

沖縄自民党・無所属の会を代表して代表質問をさせていただきます。

代表質問に入る前に、今般の本会議における所感を述べさせていただきます。

本会議において、冒頭から2023年度一般会計決算が不認定となり、さらに不認定となった事案の疑義について監査請求を求める事態となってしまいました。これは、県にとって復帰後初めてのこととなり、極めて不名誉な重大な事案であります。しかしながら、知事はこの重大な事態になったにもかかわらず残念だとか、反省しているとメディアに語っておられますが、そんな軽々しい発言でこの事態を捉えているのであれば、全く認識不足も甚だしく、知事としての責任能力も皆無だと言わざるを得ません。つまり、地方公務員法、地方公営企業法の法令への抵触、地方自治法に定める公共の利益に反する可能性を含め、日米両国の複数の国内法に違反している疑義が持たれたこと、さらにこれまで報告すべき事項について一度も議会報告がなかったという知事としての重大な不祥事であるからであります。

知事にとってみれば、訪米は行動する知事の政治キャンペーン活動としてはメディアの受けもよく、最近の訪米においても内容の評価はともかくとして、メディアを通して華々しく訪米時に英語でスピーチしたなどと、その成果を県民にアピールしてきました。しかしながら、この訪米の活動の土台であるワシントン事務所について、我が会派の仲里全孝議員の一般質問に端を発した一連の不可解な実態が明らかとなり、調べれば調べるほどに隠蔽とも言える多くの疑義があふ

れ出ており、今やワシントン疑惑事務所となっているのです。

知事は、この問題が発覚してからこれらの不可解な事実を知ったなどとトップとしていかげんな発言は恥じるべきであります。真水の県税をこれまで毎年億単位で使ってきました。知事は行政の長として一連の疑惑解明について真剣に向き合い、誠実に県民に説明するのは当然の責務であります。県民は知事の行動をしっかりと見ています。私たち県議会議員も行政を監視する使命を県民から負託されている以上、県民に対してこれらの説明をする義務を負っています。これらの問題に向き合う我が会派の姿勢は、政局などというイデオロギーの問題ではなくて、県の行政実務行為の実態解明であり、その実態解明においては一切の妥協はしないことを強く申し上げておきます。

それでは質問に入ります。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、11月5日に実施された一般投票により、次期米大統領にトランプ前大統領が就任することとなった。トランプ新政権をめぐっては、対中、対ロ政策についての動向に注目が集まるなど、我が国の安全保障政策に与える影響も多分に変化することが予想される。

ア、トランプ新政権下で、玉城知事は地域外交をどのように展開していくのか、基本的な考えを伺う。

イ、新政権における在沖米軍基地政策はどのようなのか予断を許さないが、県として今後どのような態度で臨むのか伺う。

(2)、令和7年度沖縄振興予算概算要求について。

ア、12月20日には令和7年度政府予算案が閣議決定される予定と聞いているが、8月の概算要求以降、知事はどのような要請活動を行ってきたのか伺う。

イ、関連して、来年度税制改正要望として掲げている事項について、その要望の概要と必要性を問う。

(3)、持続可能な財政運営について。

ア、先日公表された県の財政運営の見通しでは、今後10年間で収支不足が拡大していくとの見込みが示されたところだが、過去に行った見通しと実績の乖離はどのように検証を行っているのか伺う。

イ、決算特別委員会において借換え予定債についての議論が交わされたが、令和5年度においては160億円という多額の借換え抑制を行っているとの答弁があった。これについては、将来の利息負担の削減という観点も重要だが、先送りできない課題へ集中的な行政支出を行うというバランスを考慮する必要があると考える。今後の予算審査に当たっては、議会に対して

こうした情報を的確に開示し、説明を行ってほしいと考えるが、当局の見解を伺う。

(4)、自民・公明・国民の3党は、いわゆる年収103万円の壁を引き上げることで合意をした。一方で、地方公共団体からは地方税の減収に対する懸念が示されており、地方公共団体の収入に欠損が生じないよう、地方財政対策においてしかるべき財源措置が手当てされなければならないと考える。

ア、沖縄県における減収見込みについて、どのように試算をしているのか伺う。

イ、この点に関して、全国知事会や政府に対して、知事はこういった要請を行っているのか伺う。

(5)、沖縄の抱える地理的不利性に起因する行政需要の捕捉について。

ア、広大な海域に島々、市町村が点在するという他の都道府県には見られない沖縄県の状況は、地方交付税法制定時には想定されていないものであり、こうした事情をいかに法制度に反映させるかを要望することの意義は大きいと思われるが、沖縄県ではこれまでどのような制度要望を国に行ってきたのか、要望内容と国の対応状況を伺う。

イ、交付税制度はユニバーサルなものであり、沖縄が他と異なる地理性だから特例を認めよというわけにはなかなかいかないと思う。他方で、架橋を含めれば陸続きの本土とは異なり、移動手段が空路ないし航路に限定される沖縄では移動コストが割高となる構造となっている。こうしたE E Zを含む広大な海域での行政需要を捕捉するため、例えば県庁所在地から各市町村の役場までの距離をもって測定単位とし、移動手段の限定性を補正係数に組み込むなどによって、交付税制度の趣旨を損なわないような制度改正を研究してほしいと考えるが、県の見解を伺う。

ウ、物流・交通コストが割高となることについて、離島と離島を結ぶ物流については、ワンウエーであることから深刻な課題を抱えている。県として何かできる取組はあるか伺う。

2、ワシントン駐在に関する諸問題について。

(1)、この8年間、ワシントンDC事務所株式会社の存在は、どの階層まで共有されていたのか伺う。

(2)、米国政府へ提出している様々な書類に、知事公室長や駐在職員はサインをされているが、英文の内容を全て理解した上でサインをしたのか伺う。

(3)、最終的に株式会社を設立しようということでゴーサインを出したのは誰か伺う。

(4)、株式会社設立に係る意思決定過程の文書が何一つ存在していないというのは、本当に事実なのか伺

同じく3(3)、住民避難に係る検討体制及び関係機関との連携についてお答えいたします。

住民避難の検討体制について、県では、今年度、防災危機管理課に危機管理班を新設するとともに、企画、福祉、保健、農林、土木、病院など関係部局も国民保護計画の検討に参画しております。また、国は内閣官房、消防庁だけでなく国土交通省など関係省庁まで、市町村は国民保護担当課だけでなく福祉など関係課まで幅広く連携し、検討を進めているところです。なお、知事は、去る10月21日、九州地方知事会に出席し、九州・山口各県の知事に対し、先島諸島からの避難住民の受入れ検討に取り組んでいることについて、感謝の意を伝え、理解を求めたところです。

同じく3(4)、自衛隊に対する認識についてお答えいたします。

自衛隊は、我が国の防衛任務に加え、多くの離島を抱える本県において、急患搬送、不発弾処理、大型台風時のリエゾン派遣や災害復旧など、県民の生命財産を守るために大きく貢献しているものと考えております。そのため、本年2月の木原防衛大臣との面談においても、知事から自衛隊の日頃の活動に対し感謝を申し上げたところです。また、8月には、本土復帰以降、自衛隊の不発弾処理数が4万件に達したことから、県への多大な貢献に対し感謝の意を表し、感謝状を贈呈させていただいたところです。

次に6、人材育成・教育行政についての中の(3)ウ、ワシントンDCオフィス社の設立をめぐる責任についてお答えいたします。

ワシントンDCオフィス社の設立に当たって、適切に文書による処理がなされず、その結果として、議会への経営状況等の報告や公有財産の管理等に改善を要する事態が生じ、公務に対する県民の信頼を損ねることとなった事態を重く受け止めております。知事の指示を踏まえ、速やかに必要な措置を講ずることとしており、信頼回復を図るため、議会や県民の皆様に対して説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

以上になります。

○中川京貴 議長 総務部長。

〔宮城嗣吉 総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長 1、知事の政治姿勢についての(2)のア、概算要求以降の要請活動についてお答えします。

県においては、8月末の内閣府の概算要求を踏まえ、伊東沖繩担当大臣が10月5日に来沖された際や、11月21日から22日にかけて伊東沖繩担当大臣をはじめとする関係要路へ沖繩振興予算の所要額確保に

関する要請を行いました。また、10月29日には、内閣府に対して、沖繩振興公共投資交付金を含む防災・減災、国土強靱化、離島地域をはじめ県内全域における無電柱化推進、上下水道施設の耐震化・老朽化対策等への財政措置を含む総合経済対策に係る要請を行ったところです。

県としましては、知事を先頭に今後もあらゆる機会を捉え、沖繩振興予算の所要額確保に向けて取り組んでまいります。

同じく1の(3)のア、財政収支の見通しについてお答えします。

県が先月公表した今後の財政収支の見通しは、令和6年度当初予算を基礎として、一定の仮定の下で試算したものであり、今後の県財政の傾向(トレンド)を示すものとなっております。これまでに公表した見通しと当初予算額の乖離については、歳入歳出の両面からその要因を分析・検証し、今回の見通しに反映させたところです。今後の財政運営に当たっては、見通しを参考にし、物価高及び労務単価の引上げに伴う人件費等の増加などさらなる歳出増加の可能性のあることに留意しながら、県民ニーズに対応した予算編成を行っていきたいと考えております。

同じく1の(3)のイ、借換債の発行についてお答えします。

本県は県税等の自主財源の割合が低く、国の地方財政制度に大きく依存した脆弱な財政状況の中、重要課題に対応するために必要な事業について様々な財源を確保し対応しております。借換債の発行に当たっては、県債が将来の財政負担につながるものであることを踏まえ、金利の動向や今後の財政状況等を見極めながら、慎重に判断しております。今後の財政需要については、引き続き必要な事業について所要額を精査した上で、それに見合う財源を確保し措置してまいります。また、議会に対しても丁寧に説明してまいります。

同じく1の(4)のア、いわゆる年収の壁の引上げによる減収額についてお答えします。

年収の壁の見直しによる減収額は、沖繩県及び市町村の個人住民税、地方交付税の合計で約616億円と試算しております。内訳は、個人県民税が146億円、市町村民税が220億円で合計366億円。地方交付税は、県分が154億円、市町村分が96億円で合計250億円と試算しております。

同じく1の(5)のイ、広大な海域を有することに伴う制度改正要望についてお答えします。

本県を取り囲む広大な海域は、我が国の経済水域や

(後略)

令和7年2月25日

令和7年
第1回 沖縄県議会（定例会）会議録

(第5号)

令和7年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録（第5号）

令和7年2月25日（火曜日）午前10時開議

議事日程第5号

令和7年2月25日（火曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第2号議案から甲第24号議案まで、甲第27号議案から甲第39号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案から甲第24号議案まで、甲第27号議案から甲第39号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで

- 甲第1号議案 令和7年度沖縄県一般会計予算
- 甲第2号議案 令和7年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 甲第3号議案 令和7年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 甲第4号議案 令和7年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 甲第5号議案 令和7年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 甲第6号議案 令和7年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 甲第7号議案 令和7年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 甲第8号議案 令和7年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 甲第9号議案 令和7年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 甲第10号議案 令和7年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
- 甲第11号議案 令和7年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第12号議案 令和7年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 甲第13号議案 令和7年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
- 甲第14号議案 令和7年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 甲第15号議案 令和7年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
- 甲第16号議案 令和7年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 甲第17号議案 令和7年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 甲第18号議案 令和7年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第19号議案 令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算
- 甲第20号議案 令和7年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
- 甲第21号議案 令和7年度沖縄県病院事業会計予算
- 甲第22号議案 令和7年度沖縄県水道事業会計予算
- 甲第23号議案 令和7年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 甲第24号議案 令和7年度沖縄県流域下水道事業会計予算
- 甲第27号議案 令和6年度沖縄県一般会計補正予算（第7号）
- 甲第28号議案 令和6年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第29号議案 令和6年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第1号）
- 甲第30号議案 令和6年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）

（中略）

午前10時44分休憩

午前10時44分再開

○中川京貴 議長 再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長 県としましては、関係法令に基づき公共施設の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○中川京貴 議長 休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時44分再開

○中川京貴 議長 再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事 事故の原因につきましては、今県警において捜査が進められているものというように承知をしております。なお道路管理者としては、道路管理者である管理者本人が責任を有するというように認識をしております。

○中川京貴 議長 島袋 大議員。

○島袋 大議員 そういった死亡事故の映像もいまだに見ないね、見もしない。委員会で一部見たみたいですけども、知事は見ていない、両副知事もね。こういったことが二度とないようにと議会の中で答弁し、マスコミのぶら下がり等の記者会見の中でもそう言っている中で、いまだにこういうことが現場では起きているということを県民の皆さん御理解ください。何ら対策を打とうとしない。ガードレールを張るところにラバーポール。ラバーポールと言いますと、ゴム製のポールですよ。人が飛び出しても構わないようなポールなんですよ。まさしく言えば即席みたいなもんですよ。県民はこれを求めているんですか。違うでしょうが。私どもは、こういったことはまともな議論をし、まともな対応策をしようと言っているんですよ。別に基地は賛成・反対、反対なら反対でいいんですよ。抗議しようと思ったら抗議するのもいい。しかし、こういったいろんな面で迷惑行為、こういったことをするのは私はいかかなものかなと思っているんですよ。そうさせないためにも最善の対策をするのが沖縄県の仕事でしょうと言っているのに、何度もただらだらだらぐうたら、遠回しに逃げ腰のような答弁しているんですよ。そこはきちんと知事もしっかりと判断をしていただきたいと思っていますよ。

議長、休憩をお願いします。

○中川京貴 議長 休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時46分再開

○中川京貴 議長 再開いたします。

○島袋 大議員 これから新しい質問をしたら時間ありませんから締めますけれども、知事、執行部の皆さん、私も好きでこんな大声張り上げてませんよ。間違いは間違いって言っているんですよ。そこをどうするかというのが議会の仕事ですよ。我々はそういった形で皆さん方と言論の府と言っているんだから言論の府で議論しているんですよ。人それぞれの思いがありますから、その意見を酌み取って議会で答弁するのが県議会の在り方と思っていますよ。今回の令和7年度の予算審議も含めて、あまりにも執行部の動きが鈍過ぎる。そして与党の皆さん方もこういう死亡事故があった場所も現場を見に行ったら分かりませんよ。国頭の豪雨があったときは二、三日遅れて現場を見に行っているみたいだけれども、こういうところの現場については何ら

—————人の命を何だと思っているかっていう話ですよ。人間一人一人重要な命というのがあってですよ。そういった悲惨なことがないように私どもはやるべきだと言っているんですよ。知事、そこは私とあなたの考え方が違うかもしれない。しかし、県民の生活のためなら一致すると思っていますよ、知事。最後に知事の意気込みですよ、意気込み。その辺の言葉を頂きたいなと思っていますが、どうですか。

○中川京貴 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 私は県庁を預かる長として、また県知事として、県民の暮らしの向上、県勢の発展に全力で尽くしてまいりたいというように考えております。(傍聴席にて拍手する者あり)

○中川京貴 議長 休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時49分再開

○中川京貴 議長 再開いたします。

宮里洋史議員。

○宮里 洋史 議員 自民党・無所属の会、宮里、本日2番目の一般質問を始めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

前回の議会の議論で少し私の中で消化不良だったので、そこから始めていきたいと思えます。

(スクリーンに表示) まず、僕が今画面に表示しているのは、九州の県債の残高の比較でございます。これ、福岡が少しグラフ的に大きかったので省いておりますけれども、前回我が県の将来負担率、これは予算と債務残高の比較ですね。将来負担率は東京に次いで全国2位でした。規模感的には全国2位で借金が少ないということです。その中で、5年間で707億、臨財債を返還して、借換えできたのが685億あったと答弁

資料2【速報版(未定稿)】

がありました。そして、その答弁の中では、それを返さなくても財政破綻しないというふうな答弁もございました。改めて質問いたします。

令和7年度の臨財債の償還金額と、そのうち借換え可能額をお聞きしたいと思います。

○中川京貴 議長 総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長 まずは、歳出側でありますけれども、令和7年度の元金償還金は773億円となっております。そのうち臨財債に係る元金償還金は現時点で413億円となっております。

また、令和7年度の借換え可能額は約266億円で、臨財債の借換え可能額は約165億円となっております。

以上です。

○中川京貴 議長 宮里洋史議員。

○宮里 洋史 議員 それでは、お聞きします。

その臨財債の165億、償還財源は一般財源と答弁がありました。それは地方税か交付税か、臨時財政対策債そのものかお聞きしたいと思います。

○中川京貴 議長 総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長 臨財債につきましては、後年度の元利償還金につきまして一定の理論値によって、地方交付税の基準財政需要額に算定される形で地方交付税に反映される形になります。それも含めて、税と地方交付税で償還するという形になります。

以上です。

○中川京貴 議長 宮里洋史議員。

○宮里 洋史 議員 地方財政計画において、過去発行された既往の臨財債は、新しい臨財債を発行して借換えをして返していくとなっておりますが、そのような認識はありますか。

○中川京貴 議長 総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長 臨財債につきましては、地方交付税の代替措置という性格になっておりますので、基本的には、後年度の交付税で措置される形になるんですけれども、国のほうの一部財源不足があった場合には、この財源不足を補う形で新たな臨財債を発行して地方に活用していただくと、そういう仕組みとなっております。

○中川京貴 議長 宮里洋史議員。

○宮里 洋史 議員 今、総務部長が答弁されたのが、これが事実です。要するに、返済するときに、新しい臨財債を発行して返済していいということになっておりますね。県はこれまで臨財債を上限まで発行していると答弁ありますが、これは事実ですよ。

○中川京貴 議長 総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長 臨財債につきましては、発行可能額上限まで発行しております。

○中川京貴 議長 宮里洋史議員。

○宮里 洋史 議員 地方財政計画では、借換えて返済していくんですけれども——先ほどの話です。皆さんは借換えない判断を現在行っておりますよね。先ほどでも、令和7年は165億借換えできるけれど借換えしないという話をしていますけれども、いかがですか。

○中川京貴 議長 総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長 今年度の百六十……ちょっと休憩をお願いします。

○中川京貴 議長 休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時55分再開

○中川京貴 議長 再開いたします。

○宮城嗣吉 総務部長 借換え可能額が266億あります。そのうち、臨財債の借換え可能額は165億あります。この165億の一部につきましても、借り換えないという判断を今回しているところでございます。

○中川京貴 議長 宮里洋史議員。

○宮里 洋史 議員 持っている臨財債を自主的に返済しているのですか。これ国が財政保証をしているとさっき答弁していましたよ。持っているのに、借換えできるのに、自主的に返済しているんですよ。何ですか。

○中川京貴 議長 総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長 地方財政計画では、過去に発行された臨財債の償還に係る財源不足の一部を補うために、臨財債を新たに計上しているところであります。地方財政計画上は、臨財債によって、一部財源補填がなされた形になっておりますが、実際の臨財債の償還方法は各地方自治体の判断に委ねられているところでございます。

県では、地財措置された財源を活用しつつ、借換えについては、年度ごとの収支状況や将来の財政見通しを考慮し、慎重に判断しているところでございます。

○中川京貴 議長 宮里洋史議員。

○宮里 洋史 議員 今の答弁で、県が独自でしっかり判断しているという答弁がありました。(スクリーンに表示) 皆さん、この画面を見てください。県民の皆さんも与党も、県議会議員の皆さん、本当に見てほしいんですけれども、この僕が作った臨時財政対策債の償還シミュレーションがあります。左上が借換えた場合、左下が借換えしない——金額はばらばらですけれども、借換えしない今の県の判断の場合です

よ。右下を見てください。200億円借換えしたら新たな財源が生まれたと考えてもいいんです。財源使えるので。左上の1年目、100億臨時財政対策債を発行しました。その下、5年目、臨時財政対策債を新たに発行しました、200億。それで3年目、借換え期間が満了したので一部返済して、また新規に借換えをして200億。これがさっき見せました、ほかの都道府県の県債の残高と沖縄県の県債の残高の差はここなんです。沖縄県は自主的に返済しているんです。返済せずにも使える。なぜなら、沖縄県の財政は今まだもう少しお金を引っ張っても大丈夫だから。それは前回答弁ありました。私が気になっているのは、この財源で何ができるかなんですよ。

今から聞きます。この財源で、マリーナの整備、福祉職員の配置、畜産支援、河川のしゅんせつ、給食費無償化、水道局の事業、財政調整基金に振ること、これ全て可能ですよね。

○中川京貴 議長 総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長 お示ししていただいた図示の部分で、借換えをした場合には5年間で100億、10年間で200億の財源が活用できたのではないのかという趣旨だと思いますが、この200億については、別の側面と言いますと、先送りをしたという形にも受け取ることができます。

県では、県経済の回復基調に伴い、県税収入は堅調に推移しているものの、自主財源の割合が依然として低く、国や地方財政制度に依存した脆弱な財政状況でありますので、重要課題に対応するために必要な事業については、様々な財源を確保し対応してきたところであります。その上で、借換え債の発行に当たっては、県債が将来の財政負担につながるものであることを踏まえ、金利の動向や今後の財政状況等を見極めながら慎重に判断しております。そして、今ありました今後の財政需要につきましても、引き続き必要な事業について所要額を精査した上で、それに見合う財源、有利な財源を確保しつつ措置してまいりたいと考えております。

以上です。

○宮里 洋史 議員 議長、休憩をお願いします。

○中川京貴 議長 休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前10時59分再開

○中川京貴 議長 再開いたします。

○宮城嗣吉 総務部長 議長、休憩をお願いします。

○中川京貴 議長 休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時0分再開

○中川京貴 議長 再開いたします。

○宮城嗣吉 総務部長 マリーナの整備等々挙げただきました必要な事業、財政需要につきましては、引き続き所要額を精査した上でそれに見合う財源を確保・措置してまいります。

○中川京貴 議長 休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時1分再開

○中川京貴 議長 再開いたします。

○宮城嗣吉 総務部長 借り換えなかった部分については、一般財源で措置しておりますので、借り換えた場合にはそれは一般財源という形になるかと思いません。

○中川京貴 議長 休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時1分再開

○中川京貴 議長 再開いたします。

○宮城嗣吉 総務部長 一般財源となりますので、その財源に用途はございません。一般財源については、その時々需要に応じて様々な事業に充てられるものとなります。

○中川京貴 議長 宮里洋史議員。

○宮里 洋史 議員 今、答弁ありました。活用できます。そうですね、部長。これ活用できます。一般財源に入るので。それで、答弁でなぜ活用しないかって将来の負担とかもろもろあると言いましたけれど、初めに示したこの全国での将来負担率は全国2位なんです。税収もここ20年で175%上がっているんですよ。だから、公債比率見ても、まだ活用できる。だって財政破綻しないって答弁しているんだから。なぜ活用しないんですか。皆さん、借金だから悪いイメージがあるかもしれませんが、この数字の先には県民の命と暮らしがあるんですよ。暮らしを支える職員のサポートもできますよ。職員もどんどんいなくなって大変なのに。もっと人をつけましようってできるじゃないですか。もっといい仕事ができる体制を整えましょうよ。そして、もしこの100億、200億の財源使うじゃないですか。これ回転力がよければ、そのまま税収に跳ね返ってきますよ。私は、本当に何でもかんでもお金使って言っていないです。このお金使って、5年、10年返済しなくても沖縄県はまだ大丈夫って分かっているでしょう。何でやれるのにやらないんですか。これをちゃんと県民のためにやれば、暮らしがよくなる。だから言っているんですよ。これ知事の判断ですよ。総務部じゃないです。こういう予算をあ

てがってやるんですよ。なのに、今回令和7年度予算で財政調整基金を260億取り崩すんですよ。借換えできる臨時財政対策債が165億あるから、不安だったら持っとくべきじゃないですか。これから臨時財政対策債発行できなくなるんですよ。どう考えているんですか。

○中川京貴 議長 総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長 歳出事業につきましては、事業の必要性、所要額を精査した上で、それに見合う財源を確保し、措置しているところでございます。借換えにつきましては、年度ごとに発行可能額が変動し、恒常的な財源としては安定しないため、その借換の規模という部分については慎重に見極める必要があります。それで、借換えをすることで、一時的な資金調達的手段としては有用でありますけれども、長期的には利子負担や償還金の負担が増大し、将来の財政負担につながることから、金利の動向や今後の財政状況等を見極めながら慎重な判断が必要でございまして。繰り返してはありますけれども、歳出事業につきましては、事業の必要性、所要額を精査した上で、それに見合う財源を確保しながら措置しているところでございます。

○中川京貴 議長 宮里洋史議員。

○宮里 洋史 議員 僕は何も恒常的な財源として使ってくださいと言っていない。皆さん、ほかの部局の皆さんも聞いてほしいんです。165億、借換えしないで単独事業できるんじゃないですか。そして知事に聞きます。これまで600億も700億も借換えできるお金、返済しておきながら、企業局は水道料金を引き上げたじゃないですか。300億使ったらできるんでしょう。国のハード交付金がなくても自分たちのお金を取り崩して県民の暮らし、守るべきじゃないですか。いかがですか。

○中川京貴 議長 休憩いたします。

午前11時5分休憩

午前11時5分再開

○中川京貴 議長 再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長 事業につきましては、その時々財源を確保しながらという形になりますので、過去に借換を抑制することによって、将来の元金償還が抑制された部分については、例えば令和7年度であれば過去の償還分の負担が軽減されておりますので、その分一般財源が確保されたというふうな見方もできるかと思っております。それで、令和7年度につきましては、様々な財源、有利な起債も含めまして事業実施してお

りまして——例示でありますけれども、令和7年度の普通建設事業のうち、単独事業費は330億円となっております。前年度の256億円から74億円の増という形で必要な事業という部分についてはその時々必要に応じて措置しているところでございます。

○中川京貴 議長 宮里洋史議員。

○宮里 洋史 議員 本当にこの超低金利時代がそろそろ変わろうとしております。この10年間でなぜここまでできなかったのかというのを僕は本当に悲しく思います。

借金は、いい借金、悪い借金あるわけではなくて、なぜお金を使うのかというのは県民の暮らしを守るためであって、これ以上は借金返さないと沖縄県が破綻するというレベルでは全くないにもかかわらず、そこに執行部、特に知事含めてトップがメスを入れて県民の暮らしをもっともっとできたはずなのに。そして、今年令和7年単独で見ても、165億を確保して、財政調整基金を少しでも取り崩さないような措置もできるはずなのになぜその判断をできないのか、僕には全く理解ができません。もっと想像力を働かせて、私が今回今からやる質問の中でも本当に1億、2億あれば、県民が助かるような事業がたくさん出てくるんですよ。だからもう一度、もう一度この部分、知事、実行していただくことはできませんか。答弁願います。

○中川京貴 議長 玉城知事。

○玉城デニー 知事 詳細については、総務部長から答弁をさせていただいたとおりですが、県政運営においては適切な行財政運営が第一であるというように、将来の見通しも含めて様々な事業に必要な額、あるいは償還に必要な額等々精査をした上で取り組んでいるものであります。引き続き、議員の意見も参考にさせていただきます。よろしくお願いいたします。↑

○中川京貴 議長 宮里洋史議員。

○宮里 洋史 議員 県民の暮らしを守るための財政運営をぜひ要望して次の質問に行きたいと思っております。

次、部活動派遣について。

令和5年決算で5519万、うち県補助金が3700万。数も結構あって、現在離島支援のクラウドファンディングでふるさと納税も行って、僕はこういった事業、本当に素晴らしい事業だと考えております。ただ、ここで聞きたいのは、この事業に当てはまらない、目覚ましい活躍をしている高校生の活動はどのようなものがありますか。お聞きしたいと思います。

○中川京貴 議長 教育長。

○半嶺 満 教育長 高校生の部活動等の支援についてでありますけれども、県教育委員会ではこれまで中

【速報版】未定稿

総務企画委員会 令和 7 年第 1 回議会（2 月定例会）

令和 7 年 3 月 10 日（月）

開会 午前 10 時 3 分

閉会 午後 9 時 34 分

○西銘啓史郎委員長 ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本日の説明員として、知事公室長及び総務部長の出席を求めています。

令和 7 年度当初予算議案の総括的な説明等は、去る 3 月 7 日の予算特別委員会において終了しておりますので、本日及び明日は、関係室部局の予算議案の概要説明を聴取し、調査いたします。

本委員会の所管事務に係る予算議案の調査についてに係る、甲第 1 号議案、甲第 7 号議案及び甲第 19 号議案の 3 件を一括して議題といたします。

まず初めに、総務部長から総務部関係予算の概要説明を求めます。

宮城嗣吉総務部長。

○宮城嗣吉総務部長 皆々様、おはようございます。

本日もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速御説明させていただきます。

それでは、総務部関係予算の概要につきまして、令和 7 年度当初予算説明資料総務部【抜粋版】に基づいて御説明いたします。

資料 1 ページ、部局別予算を御覧ください。

部局別予算で見ますと、総務部の歳出予算額は 1821 億 932 万 6000 円で、教育委員会に次いで 2 番目に大きく、予算総額の 20.5% を占めております。

資料の 2 ページ、歳入予算を御覧ください。

一般会計歳入予算について御説明いたします。

表の一番下、合計欄を御覧ください。

左側から、令和 7 年度予算額、令和 6 年度予算額、比較増減額で区分し、そのそれぞれの各区分の左の欄に県全体の予算額、その右側に総務部の予算額を示しております。

令和 7 年度県全体の歳入予算額 8893 億 6000 万円のうち、総務部所管の歳入予算額は 5597 億 9655 万 6000 円で、前年度当初予算と比べ、300 億 3218 万 1000 円の増となっております。

増収の主な要因は、1、県税、2、地方消費税清算金、13、繰入金、16、県債の増となっております。

総務部所管の歳入予算の主なものについて、款別に御説明いたします。

1、県税は 1689 億 2300 万円で、前年度と比べて 195 億 3310 万 2000 円の増と、

【速報版】未定稿

は、総務部から出納事務局に対して、安全かつ有利な方法で運用されるよう、毎年度依頼してるところです。

令和7年度予算額における財政調整基金の積立金は4141万6000円で、前年度比4056万5000円の増となっております。

減債基金は3986万円で、前年度比3906万円増となっております。

積立金の増の要因としてはですね、金融機関の預金金利の上昇によるものとなっております。

具体的には、令和6年度当初編成予算における定期預金金利の利率は0.002%でありました。令和7年当初の編成時においては0.125%となっております。それが要因かなと考えております。

以上です。

○宮里洋史委員 あとですね、やっぱり置いてるお金が大きいと、利息も変わると思うんですけど、例えば何百億とか何千億とか、その通帳に結構置いてたから利息が上がるだろうということもあるんですか。

○真栄田義泰財政課長 令和6年度当初の時点はですね、ちょっと約であります。419億程度の基金、それを運用してたというところで、令和7年度は423億。すみません、訂正します。令和6年度が423億で、令和7年度。

失礼しました。令和7年度は419億、若干減った形での運用額となっております。

以上です。

○宮里洋史委員 分かりました。

考え方でしたので、多分実績として決算には載ってくると思うので、次の質問に行きたいと思います。

また、総括表の部分で、元金償還についてなんですけど、県債の元金償還773億、うち一般財源が629億とありまして、新垣淑豊県議の当初予算の質疑の中でもありました、借換えできるお金が165億円、もし借換えするのであれば、令和7年度ありますよってことだったんですけども、臨時財政対策債が、令和7年度は発行ゼロになります。これは、何度も何度も当局も説明してると思うんですけども、政府が借りていいよという財源保障なんですね。今後、財源保障、あるかどうかお聞きしたいと思います。

○真栄田義泰財政課長 財源保障というのは、これまでの臨時財政対策債を借り入れたときの返済金の部分の交付税措置がされてるかという理解でよろしい。

○宮里洋史委員 いや、発行そのものですね。臨時財政対策債は政府の財源保障ということで、借りていいよということなので、今後あるかということ。

【速報版】未定稿

- 真栄田義泰財政課長 今後、臨時財政対策債があるかどうかについてどうですか。
- 宮里洋史委員 はい、そう、付随する、財政保障ですね。そもそもが保障があるのかということです。
- 西銘啓史郎委員長 休憩中ではないのでどうぞ。
- 真栄田義泰財政課長 これまで借りてきた臨時財政対策債の財源保障は交付税で、返済の需要額として算定されてますので、保障はあると思っております。
- 宮里洋史委員 ちょっと質問ずれてる。
休憩をお願いします。
- 西銘啓史郎委員長 休憩します。
(休憩中)
- 西銘啓史郎委員長 再開します。
- 宮城嗣吉総務部長 ちょっと整理して説明させていただきたいんですけども、臨財債は地方交付税の代替措置という形になっておりまして、国のほうで地方交付税を支出できないというような財政上の事情があったので、借入れという形ですね、地方のほうで臨時財政対策債を発行するという形で財政措置をしていたという形になります。それが財政保障という形になるんですけども。その元利償還金については、本来交付税措置される、その年度で交付税措置されるという部分をですね、後年度、元利償還金として交付税措置されるという形の仕組みでありました。
- 令和7年度につきましては、臨財債の発行ではなくして、その代替措置を取らなくても地方交付税で措置できるという形になりましたので、臨財債の発行はございません。そういう意味では、起債に頼ることなく地方交付税措置されてるという意味合いではですね、地方からすると、より健全化の方向になったというふうに評価できると思います。
- 今後、臨財債の発行があるかどうかということについては、国の税収の動向というところによるかと思いますが、臨財債の発行ではなくしてですね、直接地方交付税で交付していただくということは期待してるし、できるのかなというふうに思っています。
- 宮里洋史委員 今の答弁では、今後臨財債を発行されることのない、今の見通しですね。それがいいか悪いかは置いておいてもですね、やはり何かあるか分からない。特に沖縄県でもすごい災害もある、防災に対しても投資をしなければならぬ。
- 私が今日後で質問する公共施設マネジメント推進事業の中でもたくさんのお金がかかると出ております。
- 過去の財政保障の臨時財政対策債を返還することを延ばすことはできるとい

【速報版】未定稿

うのも再三答弁でもいただいておりますので、少し財政の弾力的な運用も考えて、その部分を少し返済を保留しておいて財源を確保することも可能なんですけど、そういった考え方はあるかお聞きしたいと思います。

○真栄田義泰財政課長 これも、本会議でも何度か答弁したかと思いますが、借換債の発行に当たってはですね、県債が後年度の財政負担につながるものであることから、そのときの金利の動向と、あとその他の財政事情、今後の財政状況、県の財政状況も注意しながら慎重に判断しているところであります。

今、委員からもいろいろ、今年度に当たって提案等もありますので、それも含めて、必要な財政需要に対しては、やっぱり様々な歳入、財源を探し出してきてですね、充当しているところです。

今言った話もですね、ちょっと検討していきたいというふうに考えております。

○宮里洋史委員 この必要な財政需要に充当していると答弁ありますけれども、昨年の決算委員会からもありますけども、これ、できてるという答弁なのか、検討しなければいけないのか、ここ、本当に大事なんです。ここ、答えてもらえますか。できてるのか、沖縄県は。今ですよ。

○真栄田義泰財政課長 当初予算、補正予算についてもですね、まず各部局に照会して、今、現時点で必要な財政事情、状況を聞き取り、しっかり中身も精査しながら、必要な事業については、それに見合う財源を充当しているところであります。

以上です。

○宮里洋史委員 では、お聞きします。

北部豪雨のしゅんせつ事業だったりとか、宜野湾市のマリーナの整備事業だったりとか、これらは必要だと僕らも思っているし、教職員に対してもいろんなものも必要だと思ってるんですけど、これは部局からしっかり予算要求上がってるんですか。必要なことにはできてるっていう答弁が散見されるので、そこだけ少し気になってます。

○真栄田義泰財政課長 今、宜野湾マリーナとかそういった事例が出てましたけど、その事業に限らず、要望は聞いて、要求出させて議論して、しっかり見合う財源はつけているという認識であります。

○宮里洋史委員 やはり、沖縄県はそのような認識なんだなって思いました。

何度も答弁いただいておりますけど、私は、もっと手厚く県民に還元すべきだと思ってるんですね。

必要なところに手をつけているって答弁をしてしまうと、県民が、県民の声、議会で上がる一般質問、与野党関係なく上がってくる声に対してしっかり向き

【速報版】未定稿

合っているのかと、すごい疑問なんですよ。

総務部として、そこはいかがですか、部長。

○宮城嗣吉総務部長 今、財政課長からお答えしたとおりですね、各部局において、まずニーズとか事業効果を考慮して、事業スキームを検討の上ですね、それからまた、そのスキームに関して、見積り書等々を徴収しながら要求がなされてるものというふうに考えます。その要求に対して、総務部サイドにおいてはですね、その事業の緊急性とか事業効果、それから関係団体等からの調整は進んでいるのかというようなところを勘案しながら予算措置を検討していくということになりますけど、その際にはですね、後年度の大きな財政負担が生じないのかとか、あるいは予算化に当たって必要な財源として、有利な財源、地方債、基金含めてですね、そういうような財源を最大限活用してるのかというようにも調整しながらですね、部局と調整しながら予算措置をしてるところでありまして、また、時々の災害であったりとかですね、そういう緊急的な事情変更があればですね、その時々の補正でもニーズを拾う形で予算措置はしてるところでありますけど、スタンスとしては、その時々の状況に応じた必要な予算を調整しながら措置してるというようなスタンスでございます。

○宮里洋史委員 部長の答弁で、今あるのは、かといって、殊さらに予算をつければ通ることでもない、この調整は難しい。都度都度の補助メニューが出たり出なかったりもあるから、大変難しいことなんだって、それは僕、すごい分かるんですよ。だからこそ、165億円を一気に返済することなく、少し余力を持ってたほうがいいんじゃないですかって聞いている。そこはいかがですか。

○宮城嗣吉総務部長 その借換え可能額のうち、一部を借換えしないで留保した形になりますけど、その部分については、その時々の財源を捻出できるのかどうかという観点からですね、というのと、後年度に先送りになってないかどうかというところの両方のバランスを考えながらやってるところであります。

それから、借換え予定額についてはですね、年度間のばらつきがございますので、その最大額を借り換えてしまうとですね、その間、これは一般財源という形での活用になりますので、社会保障関係費であるとか人件費とかも含めてですね、歳出規模というところの部分が膨らんでですね、後年度、借換え額が縮小してしまったときに、その予算編成に窮する場合もございますので、そういったアンバラがないような形の部分で安定的な財政運営ができるというようなところも勘案しながら、借換えについては弾力的に運用しているところでございますし、今、宮里委員がおっしゃるように、そういう突発的な、あるいは臨時の支出に対応できるような形の財政運営というのは常に心がけてるところでございます。

【速報版】未定稿

○宮里洋史委員 僕は何も、事業費を増やせて考え方もありますけど、それだけじゃないって言うてるんですよ。基金に積むとか、目的基金に積むとかもあるじゃないですか。だから、最大限、県民に効果を発揮するためには、少しばかりでも、一気に返済しなくても、基金に積んだり、今、財政調整基金、減債基金はすごい積み上がった沖縄県ではありますけれども、何があるか分からないときに、そして、必要な事業に対して基金の積立て、畜産だったりとかあるじゃないですか。そういったので、持っとくだけでも駄目なのかっていう質問なんです。

○宮城嗣吉総務部長 後年度ですって、借換え予定額のうち、どれだけ借りるのかという部分については、まさしくそこが弾力的に運用できる部分でもありますので、そういう意味ではですね、その当該年度の歳入も勘案しながらですね、必要な事業の部分について、必要であればですね、この借換え額を増やして財源を捻出すると、そういう運用の仕方も可能だと思っています。

○宮里洋史委員 九州で、一般会計予算より借金が少ないのは沖縄県だけなんですよね。今5000億だと。今後の財政見通しでも5000億切るとなったときに、借換えできるお金がどんどん減っていくわけですよ。それ以外に財政保障とか税収増が見込まれれば、それはそれでいいんですけども、僕らが気にしているのは、例えばそれを事業費、毎年の事業費、ずっとかかり続ける恒常的な経費にかけるのではなくて、例えば単発の修繕だったりとか建て替えとか、やることいっぱいあるんじゃないですかと聞いてるんですよ。そのためのプール金というか、弾力的な運用のために持っとくべきじゃないですかと云ってるんですよ。

これ以上早期に返済してしまっって、臨時財政対策債もゼロになっていったときに、いや、税収が上がってるから大丈夫でしょうと言われても、これだけ借金を返し続けてるわけですよ、沖縄県は。九州8県と比べても、全国的に比べてもですよ。そこを言ってるんですよ。これが2000億円あっても、沖縄県の財政は破綻しないじゃないですか。そこなんですよ。

○宮城嗣吉総務部長 令和7年度でいきますと、借換え可能額が266億でした。そのうち、実際に借り替えたのが173億という形になります。その差額の93億というのは、先に返したという形になります。この93億が必要な歳出に充てられるんじゃないかというのが宮里委員の指摘だということだと思んですけども、そういうことも含めてですね、この当該年度の必要な歳出という部分については、有利な財源も最大限活用しながらですね、先ほどの調整を経て、予算が措置された、措置しているというところでありまして、また今後ですね、これを先に返すことによって後年度に大型事業があるという、控えております

【速報版】未定稿

ので、そういった大型MICEであるとかJスタであるとか、あるいは大規模修繕とかがありますので、そういった部分の、新たな起債の財源としても活用できますし、またですね、今後の借換え可能額の推移を見ると、令和8年度が307億、令和9年度が169億、令和10年度が132億という形ですね、少しアンバラがございますが、委員おっしゃるように、この枠を活用してですね、弾力的に運用するというようなことは可能だと思っておりますので、その時々、歳出と、その必要な事業と、この事業に対してどう財源を捻出していかうかという部分では、借換えは有効に活用していきたいというふうに思っています。

○宮里洋史委員 本当に、この問題でもないんですけども、このお金の流れ、すごい危機感を持ってやっていて、この借換え、今回、できたら165億、やろうと思えばできますみたいな答弁なんですけども、この165億円を借り替えず返済した場合、もうこの165億円は借りれないですよ。

○真栄田義泰財政課長 今年度借換え対象額で165億円で返したら、そのものは借りられません、通常の県債の規定に基づいて、対象の事業については起債等々を活用して資金調達が可能だと考えております。

○宮里洋史委員 その対象の県債は、一般財源として使える県債なんですか。

○真栄田義泰財政課長 起債についても要件がありますので、その辺はこの要件に合致した分は起債で対応して、一般財源に当たるところを起債で対応するという形になると思います。

○宮里洋史委員 休憩をお願いします。

○西銘啓史郎委員長 休憩します。

(休憩中)

○西銘啓史郎委員長 再開します。

○真栄田義泰財政課長 165億円返したものが、また同じように一般財源と同じ自由度で借りられるのではなく、ある程度の一定の条件は付されると思います。

○宮里洋史委員 次の質問に行きたいと思っております。

52ページ、公共施設マネジメント推進事業についてお聞きしました。

そして、沖縄県公共施設総合管理計画の中で、今後の現状及び将来の見通し、公共施設の建て替え修繕の将来の見通しは2071年で累積で2兆円かかるというふうなんですけども、これ事実ですか。

○祝嶺浩之管財課長 これは、一定の条件の基に試算したもので、こういった長寿命化などすることなく建て替えとか、そういったものを繰り返していくと、そういった試算になるということでございます。

○宮里洋史委員 沖縄県もですね、やはりいろんな施設があるので、やっぱり

議 会 運 営 委 員 会 記 録
< 9 号 >

令和 7 年 第 1 回 沖 縄 県 議 会 (2 月 定 例 会)

令和 7 年 3 月 28 日 (金)

沖 縄 県 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録<第 9 号>

開会の日時

年月日 令和 7 年 3 月 28 日（金曜日）

開 会 午後 5 時 51 分

散 会 午後 6 時 10 分

場 所

議会運営委員会室

議 題

- 1 知事からの再議書の提出について
- 2 議事日程について（日程追加）

※ 知事から、休憩前に修正議決された甲第 1 号議案（公債費減額・財政調整基金積立金増額関連）及び甲第 19 号議案に関し、地方自治法第 176 条第 4 項に基づく再議書が提出されたことから、その理由について総務部長から説明を聴取した。

※ 再開後の議事日程について、以下のとおり確認。

- ①日程第 12 から順に処理した後、日程第 20 の前に休憩し、知事等説明員が入場。
- ②再開後、再議の件 2 件を日程に追加した上で一括議題とし、知事から提出理由を聴取した後、質疑があれば質疑を行う（質疑なしで確認）。
- ③質疑終了後、休憩し、知事等説明員が退場。
- ④議運での協議の結果、委員会付託を省略することで決定したことから、会議規則第 37 条第 3 項の規定による委員会付託省略の議決の後、討論を行い（討論なしで確認）、再議の件 2 件をそれぞれ起立採決に付す。
- ⑤最後に日程第 20 を処理し、閉会。

出 席 者

委員長	呉屋 宏	副委員長	大田 守
委員	新垣 淑豊	委員	島尻 忠明
委員	座波 一	委員	大浜 一郎

委 員	西銘啓史郎	委 員	上原 快佐
委 員	玉城健一郎	委 員	次呂久成崇
委 員	糸数 昌洋	委 員	比嘉 瑞己
委 員	当山 勝利		

欠 席 委 員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

宮城嗣吉 総務部長

○**呉屋委員長**（以下、「**委員長**」と略。） ただいまから議会運営委員会を開きます。

「**知事からの再議書の提出について**」を議題といたします。

総務部長から説明を求めます。

総務部長。

○**宮城総務部長**（以下、「**総務部長**」と略。） 「甲第1号議案 令和7年度沖縄県一般会計予算」及び「甲第19号議案 令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算」の再議について、その概要及び理由を御説明申し上げます。

本日の会議における甲第1号議案及び甲第19号議案に係る修正議決については、「議会の議決がその権限を超え又は法令に違反すると認められるため」、地方自治法第176条第4項の規定に基づき、再議に付したものであります。

議会は同法第97条第2項に基づき、予算を増額修正できることとされておりますが、同法ただし書きにおいて、「普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。」とされております。これは、長が提案した予算の趣旨を損なうような増額修正を行うことが長の発案権の侵害になると解されております。

令和7年度の沖縄県一般会計予算案は、必要な事業に対して所要額を精査し、沖縄県公債管理特別会計予算案を含め、適切な財源を確保し編成したところです。その財源の一つである県債に借換えについても、金利の動向や将来の財政状況を見極めながら慎重に判断しました。しかし、当該修正議決は、財源確保を目的に地方債を増額しており、これに伴い後年度の利子負担が数億円程度増加するものと試算され、これらは長の提案した予算の趣旨を損なうものであります。そのため、当該議決が同法第97条第2項ただし書きに抵触することから、同法176条第4項の規定に基づき、再議に付したものであります。

以上、「甲第 1 号議案 令和 7 年度沖縄県一般会計予算」及び「甲第 19 号議案 令和 7 年度沖縄県公債管理特別会計予算」の再議について説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○委員長 総務部長の説明は終わりました。

質疑はありませんか。

新垣委員。

○新垣委員 今、例えば利息とかが増えるのではないかということだと思えますけれども、それがどれぐらいの金額で、どれぐらいのスパンで想定されているのかというのを教えていただけますか。

○総務部長 58 億円借換えを増やしたとした場合、10 年間で借りたということを想定して直近の金利で試算したところ、約 5 億円程度になるというふうに今試算しているところです。

○新垣委員 ということは、10 年間で 5 億ということは年間 5000 万円という認識でよろしいですか。

○総務部長 はい、おおむねそうです。

○新垣委員 もう一つ。この再議書の中で、「議会の議決がその権限を越え又は法令に違反すると認められるため」ということですが、これは「権限を超えた」、「又は」というふうにありますけど、どちらを想定しているのでしょうか。

○総務部長 まず、法令に違反するという部分につきましては、第 97 条第 2 項で「議会は、予算について、増額してこれを議決することは妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない」という規定がありますので、この部分に抵触するのではないかとということと、それが長の権限を侵すということの部分が、議会の権限を超えることにも当たるのではないかとということで、「又は」というところで、「議会の議決がその権限を超え又は法令に違反すると認められる」ときはということで、そういうふうに長が認める判断をしたというところでございます。

○新垣委員 最後になりますけれども、例えばこの再議に付した案件ですけれども、例えばこの再議が再度議決されて一過半数ですね、再議決されたときに、その後の

予算の執行に関しては、例えばそのほかの県民生活に関わる予算執行に関して特段影響はないという認識でよろしいですか。

○総務部長 はい。第 176 条第 4 項の再議につきましては、それは執行を妨げないというふうに解釈されておりますので、議決された予算については影響はないというところでありますので、疑義がある、議論がある経費は公債費になっておりますので、執行までの間にはまず期間がありますので、その部分は期間的に猶予があるというところで、その他の予算につきましては、議決いただきます 4 月 1 日以降、適切に執行させていただければと思っております。

○委員長 ほかにありませんか。
座波委員。

○座波委員 総務部長からの言葉として確認したいのですが、甲第 1 号議案のこの一般会計予算の部分について、我が自・公・維の賛成によって成立した修正案についての再議はないというふうに考えてよろしいですね。

○総務部長 はい。その部分に関する再議については行わないということで、知事が判断しております。

○座波委員 先ほどあったこの公債管理特別会計の部分について、これは予算の執行については当面の影響はないということで安心はしておりますので、ここも実は我々今回の議会で、議会の権能というか権限に関わる問題として、本当に予算についての議論あるいは修正が本当にここまで縛られるものかという、非常に大いなる疑問を持っておりますので、ここは執行部が総務大臣に申立てをして裁判所に提訴するまでの手段を取っても、堂々と議会としてこの審議に対応していったほうがいいと思います。結局、今後のためにも予算の提案権の侵害ということについては、大いに議論をしていったほうがいいと思っておりますが、部長としてどう考えていますか。

○総務部長 今回の修正議決につきましては、県執行部としましては、第 176 条の第 4 項に該当するということで再議をさせていただいております。その部分について、再議後の議決が同様な議決である場合には、手続上は第 176 条第 5 項で都道府県知事は総務大臣に対して審査を申し立てることができるということにもなっておりますので、そういった手続を含めまして、また検討させていただければと思っております。

○委員長 ほかにありませんか。

西銘委員。

○西銘委員 第 97 条の第 2 項のただし書きの前の部分をちょっと読んでもらえますか。

○総務部長 「議会は、予算について、増額してこれを議決することは妨げない」。

○西銘委員 その中で、予算の増額修正は長の予算提出権を侵害しない範囲で認められますというふうにあると思うんですけども、これはあくまでも県としては、長の予算提出権を侵害しているという判断でこれを再議に付すという理解でいいですか。

○総務部長 はい。ただし書きにおいては、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできないというふうにされておまして、長が提案した予算の趣旨を損なうような増額修正を行うことが長の発案権の侵害になるというふうな解釈になりますので、今回それに当たるのではないかとというふうに判断しております。

○西銘委員 これ、総務省の見解はもらったということによろしいでしょうか。

○総務部長 総務省のほうに照会はしたところであるんですが、長が判断されたいというような回答でございました。

○西銘委員 恐らく、総務省が個別具体的なことについては触れないとは私も思いたいんですけども、これについては、じゃ、あくまでも知事の判断で再議に付すという理解で——総務省の見解はないということによろしいですか。

○総務部長 総務省は、県からの照会に対しては、この第 176 条第 4 項を含めてその判断に当たっては知事が判断をされたいということでしたので、知事が判断したものでございます。

○委員長 ほかにありますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑なしと認めます。

総務部長、どうぞ御退席ください。

〔総務部長 退席〕

○委員長 次に、「議事日程（日程追加）について」を議題といたします。

事務局から再議の法律上の規定及び再議の概要について説明させた後、引き続き議事日程（日程追加）について説明をさせます。

議事課長。

○議事課長（以下、「議事課長」と略。） 地方自治法に基づく再議には、長が任意に拒否権を行使し、やり直しを求める一般的拒否権と法的事由のある場合に長が義務的に拒否権を行使し、やり直しを求める特別的拒否権の2つがあります。

甲第1号議案及び甲第19号議案の再議の件に関しましては、地方自治法第176条第4項に基づくもので、法定事由（再議に付すべきことが法律上要求されているもの）がある場合に長が義務的に特別拒否権を行使し、やり直しを求める再議となっております。

次に、再議の概要について御説明いたします。

議決が再議に付されると、当該議決は議決の時に遡って議決がされなかったものと同様の状態になります。

甲第1号議案及び甲第19号議案に対する再議の件は、議会がその権限を超え、または法令もしくは会議規則に違反して議決を行ったと知事が認める場合の特別拒否権としての再議となっており、当該再議に係る議決要件については特別多数議決の定めはございませんので、地方自治法第116条第1項の規定に基づき、通常の過半数議決で差し支えないものとされております。

以上、再議の法律上の規定と再議の概要の説明となりますが、先ほど総務部長から説明がありましたとおり、知事から再議の申出がありますことから、再議に付すため日程追加の措置をとる必要がございます。

本会議が再開されますと、「甲第1号議案 令和7年度沖縄県一般会計予算の再議の件」及び「甲第19号議案 令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算の再議の件」を日程に追加することについてお諮りいたします。

日程追加が決定されますと、「甲第1号議案 令和7年度沖縄県一般会計予算の再議の件」及び「甲第19号議案 令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算の再議の件」を一括議題といたします。まず、甲第1号議案及び甲第19号議案に対し、知事から